



いわない 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字高台134-1
☎ 0135-67-7081
FAX 0135-67-7106
メールアドレス
gikai@town.iwanai.lg.jp



安全運転の呼びかけと街頭啓発

2019.11
No.146

第3回定例会報告	P 2～4
一般質問	P 5～10
議会日誌	P 10

第3回 定例会 報告

令和元年度各会計補正予算等を審議する第3回定例会は、8月30日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。

9月2日には決算特別委員会により決算審査を行い、9日に再開し、2名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続き議案の審議を行い、12日閉会しました。

審議した案件

議案第1号から議案第35号までの35件は原案可決、議案第36号から37号までの2件は同意議決、認定第1号から認定第9号までの9件は認定議決となりました。

《予算》

○令和元年度一般会計補正予算
岩内協会病院救急医療等事業補助金3千5百万円の追加及び西老古美橋維持補修工事費2千6百20万円の減額などについて補正しました。

○令和元年度介護保険特別会計補正予算
介護給付費国庫負担金超過交付返納金1千8百71万円及び介護保険給付準備基金積立金1千5百万4千円について追加補正しました。

○令和元年度深層水事業特別会計補正予算
修繕料90万9千円について追加補正しました。

《条例設定・改正》

○岩内町森林環境譲与税基金条例設定
森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づき、岩内町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の財源に充てるため、条例を設定しました。

○岩内町印鑑条例の一部を改正する条例設定
住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例設定
災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町保育所条例の一部を改正する条例設定
子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例設定
○岩内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例設定

子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町道路の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例設定
道路構造令の一部改正に伴い、所要の改正をしました。

○岩内町行政財産使用料条例の一部を改正する条例設定
消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、行政財産の使用料について、所要の改正をしました。

○岩内町手数料条例の一部を改正する条例設定
使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく手数料の見直しに伴い、手数料について、所要の改正をしました。

○岩内町地域交流センター条例の一部を改正する条例設定
消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料の見直しに伴い、所要の改正をしました。

○木田金次郎美術館条例の一部を改正する条例設定
消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく観覧料等の見直しに伴い、所要の改正をしました。

○岩内町郷土館条例の一部を改正する条例設定
消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく観覧料の見直しに伴い、所要の改正をしました。

◆手数料・使用料の条例改正が決まりました◆

～住民票交付手数料や各公共施設の使用料など 計209件～

○岩内地方文化センター条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、岩内地方文化センターの基本使用料について、所要の改正をしました。

○岩内町民体育館条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料の見直しに伴い、所要の改正をしました。

○岩内町老人福祉センター条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料の見直し等に伴い、老人福祉センター使用料等について、所要の改正をしました。

○岩内町墓地条例の一部を改正する条例設定

使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料等の見直しに伴い、墓地使用料等について、所要の改正をしました。

○岩内町霊苑条例の一部を改正する条例設定

使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料の見直しに伴い、霊苑使用料等について、所要の改正をしました。

○岩内町地区集会所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定

使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料の見直しに伴い、地区集会

所使用料等について、所要の改正をしました。

○岩内町働く婦人の家条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく利用料の見直し等に伴い、働く婦人の家利用料等について、所要の改正をしました。

○岩内町営草地の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い、町営草地利用料等について、所要の改正をしました。

○岩内町地場産業サポートセンター条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料等の見直しに伴い、所要の改正をしました。

○岩内町温泉条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料等の見直しに伴い、所要の改正をしました。

○岩内町マリンプラザ自由広場条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料の見直しに伴い、所要の改正をしました。

○ガイドセンターたら丸館条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、広場使用料について、所要の改正をしました。

○岩内町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、道路占用料について、所要の改正をしました。

○岩内町都市公園条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料等の見直しに伴い、所要の改正をしました。

○岩内町港湾管理条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正並びに使用料等に係る受益者負担の適正化方針に基づく使用料等の見直しに伴い、所要の改正をしました。

○岩内町入港料条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、岩内港の入港料について、所要の改正をしました。

○岩内町水道事業給水条例及び岩内町公共下水道条例の一部を改正する条例設定

消費税法及び地方税法の一部改正等に伴い、水道料金等について、所要の改正をしました。

教育委員会委員に 小澤るみ子氏 決まる！ 固定資産評価審査委員会委員に 小林 正広氏

《その他》

○財産の取得について
健康管理システムを取得しました。

○あらたに生じた土地の確認について
公有水面埋立により生じた土地を、町の区域に所属させるため、確認しました。

○字の区域の変更について
公有水面埋立地を字万代に編入するため、「字」の区域を変更しました。

《認定》

○平成30年度一般会計歳入歳出決算認定

○平成30年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成30年度臨海部土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成30年度公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成30年度介護保険特別会計歳入歳出決算認定

○平成30年度深層水事業特別会計歳入歳出決算認定

○平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定

○平成30年度水道事業会計決算認定

○平成30年度下水道事業会計決算認定

平成30年度各会計歳入歳出決算を認定しました。

《人事》

○教育委員会委員の任命同意

小澤るみ子氏の任命に同意しました。

○固定資産評価審査委員会委員の選任同意
小林正広氏の選任に同意しました。

審議した意見書

意見案第1号は原案可決となりました。

○林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書……………原案可決

意見書を関係省庁に送付しました。

◆手数料・使用料の主な改定◆

各種手数料(一部)

	改正前	改正後
住民票の写し交付	100円	200円
戸籍附票の写し交付	100円	200円
身分・在籍・居住に関する証明	200円	300円

木田金次郎美術館

		改正前	改正後	改正前	改正後
		個人		団体(10名以上)	
常設展示 観覧料	一般	500円	600円	400円	500円
	高校生	200円	無料	150円	無料
	小中学生	100円	無料	80円	無料

※上記料金改定は令和2年4月1日から適用されます。
※手数料・使用料の変更内容は、施設などの各種料金のうち、一部を掲載しております。
詳しくは、町ホームページや各施設の掲示板をご覧ください。

一般質問 (要約)

9月9日 2名の議員による一般質問が行われました。

佐藤英行議員 (市民自治を考える会)

4期16年間の

上岡町政の総括について

■質問■

平成15年10月、町長になる決意となった様々な岩内町に対する思いにより、岩内町民がその背中を押し、岩内町長に就任してから、4期16年。

上岡町長は、6月定例会において、今期限りで町長を退任することを表明された。

目まぐるしく変わっていく地方を取り巻く環境の中で、町長として時には町民や職員の痛みを伴う決断を下さなければならぬこともあり、組織のトップとは大変孤独な職責であると認識をしている。

そのような中で、町政に対し、実行できたこと、残念なこと、また不十分なこと等々、様々な思いが去来していることと存

じな。

今定例会が上岡町長としての最後の議会となる。

退任するにあたり、岩内町民のため、後から来る者のため、また岩内町議会のためにも、4期16年の上岡町長の岩内町政に対する思いを、是非ともその総括をお伺いする。

■町長■

6月の第2回定例会において、栗林議員からの一般質問にお答えしたとおり、町長に就任以来、町民の皆様はもとより、議員各位の力強いご支援を賜りながら、多くの皆さんに支えられ、助けられた16年間であったと思っている。

この間、様々な行政課

題に直面してきたが、その解決に際しては、全ての町民の皆様が、「住んで良かったと思える町になるよう」町長としての気概を持って、全力で取り組んできた。

町長としての16年間に ついては、町民の皆様が判断されることであり、私自身が、あれこれ申すべきことではないと考えているが、ただひとつ申し上げれば、町長就任当初は、財政が破綻に近い状況であり、町民の皆様には、大変なご心配・ご負担をおかけした。

幸い多くの皆様のご理解とご協力をいただきながら、危機的な状況からひとまず脱却し、今日にいたっているが、財政が常に健全な状況でなければ、新しいことや、いろ

うろなことに挑戦することが、大変、難しいということを痛感した。



本年10月9日からは、新たな町長による町政がスタートするが、今後の岩内町のさらなる発展を心から願うとともに、ご支援、ご指導を賜った全ての皆様へ、感謝とお礼を申し上げ、総括にかえさせていただく。



一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

大田 勤 議員（日本共産党）

消費税値上げに伴う使用料等に係る

受益者負担の適正化方針は

住民福祉の増進に反する



■質問■

行政サービスを利用する方と利用しない方との負担の公平性を図るため、受益者負担の原則に基づいた見直しを進めると今定例会に見直した料金体系などを提案している。

1. 町全体で手数料、使用料、利用料、観覧料、供給料など何件の料金改定になるのか。
2. 見直しを検討した結果、据え置きとなった条例は何本あるのか。

住民が利用する施設の設置条例でたとえば、木田美術館、町民体育館、老人福祉センター等がある。

3. こうした施設の設置目的は、文化の振興及び教養の向上並びに福祉の増進、健全な心身の発達と体育・スポーツの普及振興、老人の健康と福祉の増進に寄与する、ためのものであり、見直し、値上げではなく更に使いやすく利用できるような考へるべきではないのか。

地方自治法では公の施設とは「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」としている。

4. 町の施設を住民が積極的に利用できる条件・環境をつくることは自治体の役割であり値上げして利用規制をかけることは施設設置目的から

立つべきではないのか。
7. 使用料等に係る適正化方針に示されている改善努力、利用機会の増加を図るため、利用者の利便性の向上、必要に応じて利用者数の増加策を検討・導入することこそが値上げの前に行われるべきことではないか。

■町長■

1. このたびの改定は、手数料が36件、使用料が143件、利用料が9件、観覧料が9件、供給料が2件、諸収入が10件の計209件。

2. 据え置きとなった条例は、町民プール条例や町パークゴルフ場条例など5本。

3. 公共施設には、条例でそれぞれ設置する目的を定めているが、必要に応じて使用料の額も定めている。方針では、施設の目的や用途に応じて性質別負担割合を設定しており、必需性や公共性による分類で、あらゆる

町民が利用できるものや、ほとんど全ての自治体が提供しているものは利用者負担を少なくしているが、あらゆる町民が必ずしも利用しない選択的な施設や施策的に提供している施設は、利用者に応分の負担をいたさくよう、受益者の負担割合を変えながら、利用する町民と利用しない町民との間に不均衡が生じないよう、公共サービスの対価として利用者負担を求めている。また、公園や図書室など、あらゆる町民が利用できるものは、従来どおり利用者負担を求めないこととしており、このたびの改正においても、美術館や郷土館の観覧料では小学生から高校生までを有料から無料にするなど、利用者の利便性向上にも考慮した中で進めてきた。

4. 公共施設には、条例等で設置する目的や、使用の制限、使用時間、使用料の額、減免などを定めている。このたびの改正では、利用環境の低下となるような使用時間の短縮や、利用の自由に対する制限などを設けるものではなく、主にその使用料の額について方針の算定方法に基づき算定し、現状に見合った料金へ改正するものであり、また、条例制定時から使用料を徴収するものの料金改正であることから、設置目的から外れているものではない。

5. 霊苑使用料の改正は、方針に基づくものではないが、他の施設使用料とは性質が異なることから、管内町村と比較しながら、待合室の使用料を含め、料金体系の見直しを行ったものである。管内町村との比較では、火葬炉の使用料は本町のみが無料であり、その反面、待合室の使用料は本町のみが有料となっており、火葬炉の使用料は管内町村の平均的な額とし、待合室の使用料は1室のみの使用の場合を有料から無料へ、それぞれ近隣町村と同様に設定した。なお、料金設定に

あつては、町内と町外で一定の差を設けている。

7. 改正にあつては、町が長年に渡って料金を据え置いてきたことから、方針に基づき改定上限率を設けた中で、近隣自治体の価格を十分に参考とするなど、利用者への負担を考慮し進めてきた。また、料金の値上げだけではなく、無料にするなどの利用者への利便性の向上にも配慮している。経費の節減や利便性の向上などへの取組は、以前から行っているものであり、使用料等の見直しの改正後も、行政評価システムなどに基づき、コストを意識した事務事業の改善等を行う中で、より安価な料金で行政サービスを提供できるように運営改善努力を継続するとともに、利便性の向上なども、引き続き必要に応じて検討していきたい。

町民が存在する以上、その受益と負担に不均衡が生じないよう定期的な見直しが必要なので、今後

も利用者の負担を十分考慮した中で、更なる適正化に向け検討を進めていきたい。

敬老会対象人数が平成30年では2,637名、要介護等認定者数が1,002名と、対象者の約38%が要介護等認定者である。

中央小学校の体育館は、平場の会場であり、旧知の友と会話ができるなど、交流の中で敬老精神の高揚、地域住民との交流促進、高齢者の外出機会の確保など敬老会効果が生み出される。

知人とも談笑できるよう配慮が必要と考えるがいかがか。

敬老会は、第1部式典、第2部演芸会の形式を取っている。

7. 地元の文団協やカラオケ愛好会、元気な子ども達の姿に接することで世代間の交流が図られ、地域福祉活動の推進が図られるのではないかと。

演芸会のあり方なども検討すべきではないか。

8. 敬老会参加者に対する町独自の記念品は年々、質素になってきていると思うが、記念品に対する町の考えは。

敬老会に限らず移動手段であるノックライン運賃を値上げして高齢者の移動手段を奪うのではなくバス代の引き下げで気軽に移動できる交通手段こそが求められている。

9. 老人福祉センターを利用する老人の延べ利用者数は平成24年以降毎年3万3,000人を上回っており、長寿祝金の代わりに敬老パスを発行し、100円で移動できるように検討してはどうか。

10. 30年度決算で、ノックラインの補助金が入る企画費・負担金補助及び交付金での不用額は495万8,977円で予算執行率は82.96%。企画費全体では1,542万6,936円不用額があり、敬老パスの財源は捻出できているのではないかと。

11. バスを利用して元気にお年寄りが生活でき、温泉にも入ってもらえるようにすることが敬老ではないか。

12. 町を支えてきた皆さんへの敬老の思いから敬老会の内容、場所の検討、記念品のあり方などが大切と思うが、所見を伺う。

町長

1. 敬老会は、敬老の日の趣旨に基づき、長年、町の発展に貢献されてきた高齢者をねぎらい、健康と長寿をお祝いするとともに、町民への敬老思想の啓発も含めて敬老会を開催している。

よって、今後も、敬老会という現行の形態にとらわれず、敬老行事は継続していく。

2. 平成16年に開催した敬老会の参加人数等は、文書保存期限上、記録が残っていないので、参加人数と出席率については確認できないが、平成20年の参加人数は541名、出席率は23.11%。

また、平成23年以降の参加人数と出席率は、平成23年、対象者2,545名、参加人数525名、出席率20.63%。

平成24年、対象者2,575名、参加人数485名、出席率18.83%。
平成25年、対象者2,596名、参加人数489名、出席率18.84%。

平成26年、対象者2,613名、参加人数483名、出席率18.48%。

平成27年、対象者2,640名、参加人数462名、出席率17.50%。

平成28年、対象者2,641名、参加人数455名、出席率17.23%。

平成29年、対象者2,657名、参加人数432名、出席率16.26%。

平成30年、対象者2,637名、参加人数360名、出席率13.65%と、なっている。

なお、平成30年は敬老会開催日の前々日に発生した、北海道胆振東部地震及び道内ほぼ全域停電となった影響で、出席率が低くなったと考える。

3. 文化センターで開催されてからは16%から17%台で推移しており、1〜2%程度、下がっているが、その要因は、当日の天候、また社会情勢の変化や個人の余暇の過ごし方の変化による影響と考えている。

4. 平成14年から平成

17年に開催した敬老会に係る参加対象者1人に係る予算は、平成14年1人あたり8,380円、平成15年8,050円、平成16年7,610円、平成17年4,650円となっている。

平成27年以降の1人に係る予算、執行額は、平成27年度、1人あたりの予算は1,490円、執行額は361万5千円。

平成28年度、1人あたりの予算は1,230円、執行額は303万5千円。

平成29年度、1人あたりの予算は770円、執行額は200万6千円。

平成30年度、1人あたりの予算は760円、執行額は193万7千円であり、今年度の敬老会に係る予算は、201万6千円となっている。

5. 敬老会に関する意見や要望については、参加者から直接聴取していないが、毎年、民生委員協議会を通じて意見・要望等を伺っている。

その中では、祝い品の

内容や大ホールの階段、手すりの要望、敬老会そのものの在り方など、さまざまなご意見を聞いており、階段の昇降やトイレの介助などについては、町職員、民生委員をはじめ岩内町赤十字奉仕団や町内のボランティア団体などの協力を頂き、安全性の確保に努めている。

なお、会場の変更に係る意見・要望等については、聞いていない。

6. 7. 8. 敬老会に

ついては、今年で71回という町の歴史のある重要な事業の一つとして、これまで岩内町のまちづくりを支え、貢献されてこられた高齢者の皆様方の長寿を祝うため実施してきた。

その過程では、記念品や長寿祝い金の見直し、開催会場の変更など、当時の町財政の状況に加え、社会福祉サービスの变化に伴い、町議会とも協議をし、現在の敬老行事に至っている。

しかし、一層の人口減

少と少子高齢化の進展、医療費や介護給付費等を含む社会福祉関係経費の増加などにより、厳しい財政運営となっている状況下では、限りある予算の中で、地域に住む高齢者の方々が安心して暮らせる高齢者福祉施策を展開しなければならぬ。

よって、敬老会の開催に関する会場、演芸会の内容、さらには祝い品等についても、総合的に検討する時期にきているものと考えている。

9. 高齢者が公共交通機関などを利用しやすいように、市町村から発行される乗車証の通称である敬老パスについては、町内循環バスのみで検討するべき案件ではなく、町全体の交通体系や高齢者対策事業等も含めた中で、検討しなければならぬ問題であること、加えて、長寿祝い金の廃止から十数年経過していることから、この財源確保も大きな課題である。

また、人生100年時代の到来を見据え、健康

10. 町の予算は、各事

業に見合った積算根拠をもとに予算を配分しており、不用額については、落札差額や需用費などの削減努力により発生しているもので、毎年度、同科目で同金額が発生するものではない。

よって、不用額を財源にし、新たな事業を実施するには不確実性が大きすぎ、財政手法上、問題がある。

11. 12. 町では、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らし続けられるよう、医療・介護・介護予防など、様々なサービスを切れ目なく利用できる、地域社会の実現に向け、各種事業を進めている。

その一つが、地域全体で高齢者を見守り、支えていく「地域包括ケアシステム」であり、高齢者が気軽に集い、参加できる「集いの場」の開設や、定期的な見守りが必要な高齢者宅の見守り事業を強化していく。

また、人生100年時

寿命を伸ばすための各種施策の構築や、健康と長寿をお祝いする敬老会のあり方も含め、新たなま

ちづくりに転換していく時期に到来しているものと考えている。

「公営住宅の住み替え・入居での

保証人規定は削除」国土交通省

住宅局長通達を守り入居者に安心を

■質問■

岩内町公営住宅等長寿命化計画では、用途廃止予定団地からの住み替え用住戸、年間最大約38戸とし、計画期間内の住み替え想定戸数約100戸と計画されている。

1. 住み替え計画の進捗はどのように推移しているのか。

2. 住み替え計画に伴い入居者からの意見要望は出ているのか。

町営住宅条例では、第7条公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町公営住宅に入居

の申込みをした場合において、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者となりなすことある。

3. 公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居資格を具備していた者が、新たに保証人を求められるのはなぜか。

4. 保証人を求められて依頼する人等が見つからず公営住宅に住み替えできなかった件数はあるのか。

事業計画期間の公募若しくは特定入居用想定戸数7戸に新たに公営住宅入居の場合は町営住宅条

例により、第12条(1)入居決定者と同程度以上の収入を有する者で、町長が適当と認める保証人の連署する請書を提出すること。

2 町長は、入居決定者が規則で定める要件に該当するときは、前項第1号の請書に保証人の連署を必要としないこととする。ことができることある。

5. 保証人の連署を必要としないこととする。ことができる。規則で定める要件とは何か。

6. 入居資格の特例で公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の町公営住宅に入居の申込みをした場合においてはその者は、第6条第1項各号に掲げる条件を具備する者となりなすことあるのか。

7. 保証人を依頼できず連署できない入居者に対してはどのように対応

しているのか。

8. 入居決定者が規則で定める要件に該当し、請書に保証人の連署を必要としない入居者はいたのか。

住み替えによる入居者が保証人を必要としない件数は何件あったのか。

国土交通省住宅局長は、2018年3月30日付で「『公営住宅管理標

準条例(案)』について」の改正について」において、入居の際の連帯保証人に関する事項など条例の改正が必要として入居手続きでの保証人の義務づけを行わないこと、条例での規定を削除することとしている。

9. 『公営住宅管理標準条例(案)』について」の改正について、内容の検討をしているのか。

10. 町営住宅条例を改正し保証人は必要としないとする条例の改正は何時行うのか。

標準条例(案)では、収入が著しく低額であるとき、病気にかかったときなど、「このような場合、民生部局とも連携し、収入等の状況や事情を十分に把握した上で家賃減免等の適切な対応を行うことが必要である」と追記している。

11. 今年度の公営住宅使用料の予算では、使用料総額1億6,706万4千円に対して減免見込額1,573万2千円、9.42%を計上し収納に取組むこととなるが、収入等の状況や事情を十分に把握した上での検討、民生部局との十分な連携をどのように考えているのか。

12. 非課税など減免制度を利用可能な入居者が推定で何世帯あるのか。制度を利用している世帯は何世帯あるのか。利用可能な入居者のうち申請をせず何世帯が減免制度を利用していないのか。

こうした世帯には、減

免制度の申請手続きなど親身になって説明しているのか。

13. 町は、住み替えや、新たに公営住宅に入居が決まった住民が保証人であることのないよう、住宅に困窮している皆さんが安心して居住できるようにスピード感をもって取り組むことが必要と考えるが、所見を伺う。

■町長■

1. 現在、「みどりヶ丘団地」「南栄団地」を対象に計画的に進め、順調に推移している。

2. 入居者からの意見はない。

3. 6. 町営住宅条例第7条の規定により、住み替えする者にも入居者資格が認められている。しかし、保証人は、第12条第1項の規定に基づき、保証人の連署を求め

るもの。4. そういった事例はない。

5. 7. 町営住宅条例施行規則第6条第2項で「高齢であること等により、保証人の確保が困難であると認められる者であること」とされ、その場合は、申請により、保証人連署を免除している。

8. 保証人連署を免除したケースは、これまでもあり、住み替えによるその件数は、現在入居者で6件。

9. 10. 13. 「公営住宅管理標準条例(案)」の一部改正により、公営住宅入居に係る保証人確保が今後一層困難になるとして保証人に関する規定が削除されたが、あくまで標準条例案の改正であり、町条例の改正は義務とならない。

しかし、この改正が行われた背景、町でも保証人連署を免除したケースもあること、保証人を定める際には、民法改正施行日の令和2年4月1日までに補償の上限を定める必要があることなどが

ら、北海道では、諮問機関の北海道住宅対策審議会より「保証人を必要としないよう制度変更を」との答申がなされている。

反面、住宅使用料の滞納など入居者の責めに帰すべき事由が発生した際の保証人という性格上、当町でも滞納が一定程度あることから、保証人の必要性・重要性も認識しており、現段階では、周辺自治体でも保証人を必要としない方向に考えているところはないが、今年度中には、保証人に関する規定の一部改正が必要と認識しており、北海道及び周辺自治体の動向を注視していく。

11. 本規定は、町営住宅条例第17条に同一の規定があり、これまでも、入居者の収入申告時や納付書発送後の問い合わせ時に、必要により、民生部局に入居者の状況確認をするなど、十分な連携を行っている。

12. 減免制度の利用

は、あくまで申請によるものであり、制度利用可能な入居者は把握できない。

減免制度利用世帯数は、平成30年度で、104件。

制度周知は、納付書発送時の周知チラシ同封や広報周知のほか、納付書発送後の問い合わせ時や入居者の収入申告時、また入居者からの問い合わせ時に、状況を聞き取り、丁寧な説明をしている。



10月1日 ぱしふいっくびいなす入港

議 会 日 誌

8月 3日	第47回いわない怒涛まつり開祭式	30日	第3回定例会招集、決算特別委員会招集
7日	道道泊共和線交付金(国富1号トンネル)工事貫通式		
8日	岩内町戦没者追悼式	9月 2日	決算特別委員会
9日	国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会・要望会	9日~12日	第3回定例会
20日	北海道町村議会議長会議会広報研修会	14日	第71回岩内町敬老会
21日	原子力発電所問題特別委員会	22日	岩内消防団秋季消防演習
22日	社会文教委員会	10月 1日	ぱしふいっくびいなす入港記念歓迎セレモニー
23日	建設産業委員会	1日	共同募金運動
24日	共和町かかし祭開祭式	8日	沼田町議会総務民教建設常任委員会視察来庁
26日	総務委員会		
27日	議会運営委員会		
29日	後志町村議会議員研修会		

編 集 後 記

「議会だより146号」をお届けいたします。第3回定例会での一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部しかお伝えすることができませんので、町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されておりますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

(議会運営委員会)